

[事案23-1] 入院給付金支払請求

・平成24年3月21日 和解成立

<事案の概要>

入院・手術給付金を請求したが、告知義務違反を理由に契約解除、給付金不支払いになったことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成21年6月に告知した申立契約で、同年3月の転倒事故を原因とする腰部脊柱管狭窄症により、同年8月から入院し椎弓形成術を受けたが、告知義務違反を理由に、契約を解除され、給付金も支払われなかった。

しかし、告知時、怪我で通院中であることを募集人に告げ、保険に加入できるか聞いたところ、「病気ではないので入れる」と答えたので、それを告知書に記入しなかったものがあり、自分に故意・重過失はない。怪我で通院した事実を、保険会社が知らなかったことにつき、保険会社に過失が認められ、契約解除は不当である。

予備的請求として、募集人が、「怪我をしていても入れる」「怪我の告知義務はない」と述べたことから、そのように誤信し契約したのであり、既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求には応ずることはできない。

- ・申立人は、21年3月にお尻の痛みで通院・投薬、同年5月に腰部脊柱管狭窄症で通院し、同年6月の申込時において、いずれも告知対象となり重要な事実だが、告知していない。また入院・手術と不告知事実に関係があり、給付金の支払はできない。
- ・募集人は、申立人が転んで腕をけがして1回病院に行った旨は聞かされたものの、具体的な事実の申し出は受けていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は申立人の請求を直ちに退けるのではなく和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 告知義務違反の有無について

以下の事実により、申立人には告知義務違反が認められる。

- ①告知書には、「最近3カ月以内の通院（診察・検査・治療・投薬）」、「過去5年以内の、初診から終診までの期間が7日間以上にわたる通院（診察・検査・治療・投薬）」があるかの記載があり、申立人はいずれも「いいえ」としているが、21年3月または5月の通院は、「はい」に該当する事実であり、事実と異なる告知をしたと認められる。
- ②申立人は、告知書を記入したのは募集人であったと主張するが、事情聴取によれば、募集人が読み上げた質問事項を理解したうえで申立人が回答し、募集人が記入したと

のことで、仮に募集人が記入したとしても、回答の判断は申立人が行ったと認められ、不告知の認定に影響しない。また、平成 21 年 3 月の転倒事故と申立人の入院、手術の間に因果関係が認められるので、保険会社による契約解除と給付金の支払い拒否は正当といえる。

2. 申立人の主張について

(1) 主位的請求について

募集人の陳述書によると、募集人は、申立人から通院した旨の申出は受けたが、「加入できるかどうかについては判断できない」と回答し、申立人の主張を否認しており、申立人の陳述以外に、同人が主張する募集人の発言の存在を認めることができる証拠は見当たらない。

よって、募集人の返答を前提とした、申立人に故意・重過失は認められないとの主張を認めることはできない。また、告知妨害等の重大な行為は認められず、会社に過失があったとする、申立人の主張を認めることはできない。

(2) 予備的請求について

申立人の錯誤無効の主張は、募集人が、「怪我をしても入れる」「怪我の告知義務はない」と述べたことを前提にするが、募集人のこうした発言を認めることができないので、申立人に錯誤の存在を認めることは困難と言わざるを得ない。

3. 和解について

裁定審査会の判断は上記のとおりだが、本裁定手続前において、保険会社は、申立人に対し、紛争解決のための総合的判断より、和解を提案しており、現段階においても、同内容での和解に応じる意向を示していたので、審査会としても、和解により本件を解決するのが妥当と考える。